

志木市後見ネットワークセンター便り

志木市後見ネットワークセンター発足から、 2例目の市民後見人が誕生しました！

平成30年に志木市後見ネットワークセンターが発足し、令和元年に初めて後見ネットワークセンターにおいて調整を図った市民後見人が誕生しました。さらに今年度は、これまで志木市社会福祉協議会が法人後見人として担っていたケースを市民後見人へ移行していく調整案件があり、10月にはその移行が完了したことから、通算8例目（後見ネットワークセンター発足後、2例目）となる市民後見人が誕生しました。なお、現時点において志木市で活動している市民後見人は5人となっています。

市民後見人とは

市民後見人とは、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任された方のことです。市民後見人以外にも親族による後見人（親族後見人）や、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職による後見人（専門職後見人）という制度がありますが、それぞれ被後見人の置かれている状況を加味し、専門職による支援の必要性などを考慮して、後見人が選任されます。

今回の志木市社会福祉協議会が法人後見活動をしていた被後見人については、専門職として任うところの手続き等を終えたため、市民後見人への移行が可能となりました。

選任までの流れ

★後見人移行の手続きについて、
志木市社会福祉協議会と一緒に行了しました

【志木市社会福祉協議会（法人後見）から
市民後見人への移行の例】

- 1、志木市社会福祉協議会（後見人）から後見ネットワークセンターへ市民後見人候補者推薦依頼がある
- 2、後見ネットワークセンターが市民後見人推薦名簿の中から、市民後見人候補者を数名決定する
- 3、候補者の中から志木市成年後見制度利用促進調整会議でさいたま家庭裁判所に推薦する市民後見人候補者を受任調整する
- 4、後見ネットワークセンターと市民後見人候補者の面談を行う
- 5、志木市社会福祉協議会（後見人）より辞任・選任の申立を行う
- 6、さいたま家庭裁判所にて後見人候補者面談を行う
- 7、裁判所より市民後見人選任決定の審判書が届く
- 8、市民後見人として活動開始！！



10月より

志木市基幹福祉相談センターが立ち上がりました！

基幹福祉相談センターとは？

志木市後見ネットワークセンターと生活相談センターは、これまで別々に設置されていましたが、本年10月より障がい者基幹相談支援センターを加えて3つの機能を統合し、新たに「志木市基幹福祉相談センター」としてスタートしました。

後見ネットワークセンター便りの第1号（令和2年7月27日発行）では、後見ネットワークセンターでお受けする相談内容についてご案内しました。今回は「障がい者基幹相談支援センター」と「生活相談センター」の2つの機能についてご紹介します。

また、基幹福祉相談センターの相談員を増員しましたので、今後ともよろしくお願ひします。

障がい者 基幹相談支援センター



★市民の皆さんの障がいに関する下記のような相談に応じます。

相談例

- 福祉全般のことがよく分からない
- 障がいのことを誰に相談して良いかわからない
- 障がいのサービスのことで誰に相談して良いかわからない

生活相談センター



カ/64 (公) 志木市文化スポーツ振興公社 <http://www.shi.or.jp>



★経済的な問題に加え、日常生活や社会生活を送るうえで問題を抱えた方を対象としています。就労にかかわる課題や、心身の不調、家計や家族の問題などについて等、課題を幅広く受け止め、下記のような相談に応じます。

相談例

- 失業してしまった
- 収入が減少して生活が苦しい
- 債務があり、生活が苦しい
- 病気になって働けなくなった
- 家計のやりくり困っている

発行：志木市基幹福祉相談センター（志木市後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@susumerukai.net

★次回の発行は令和3年3月発行予定です。